

令和6年度
(2024年度)

柏崎市で利用できる

創業者支援制度

作成: 柏崎市商業観光課商業労政係 ☎0257-21-2335

創業に関する相談

■ 柏崎商工会議所中小企業相談所 < 柏崎商工会議所 ☎22-3161 >

創業に関する初歩的な相談から、ワンランク上の専門的な相談まで幅広く対応できる柏崎市の創業相談ワンストップ窓口です。ビジネスプランや資金面など、様々なアドバイスを行います。悩んでいること、わからないことを“いつでも”相談できます。まずは電話でご連絡ください。

※中小企業診断士による、より本格的な個別専門指導も行っています。

開催日 / 毎月第2・第4木曜日 ※予約制のため、事前にご連絡ください。

※北条・黒姫・西山町・高柳町地区での創業をお考えの方は、柏崎市商工会(☎47-2086)にお問い合わせください。

■ かしわざき広域ビジネス応援ネットワーク※ < 柏崎信用金庫 ☎24-3321 >

私たちのまちにいる、いつもそばにいる、地元の経営専門家があなたの夢を実現するために、いつでもアナタをお待ちしています。まずは、『創業の相談がしたい』とお電話ください。

※かしわざき広域ビジネス応援ネットワークとは、柏崎信用金庫を代表機関とし、柏崎商工会議所・地域の商工会・専門家が連携して経営相談・経営支援を行うグループの名称です。地域を元気にするため、創業者と一緒に頑張って問題解決に取り組みます。(融資を強制するものではありません)

■ 創業ホットライン(創業資金相談ダイヤル) < 日本政策金融公庫 >

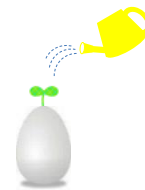
行こうよ! 公庫
平日9:00~19:00 ☎0120-154-505 ※自動応答で『0』を選択。

★上記のほか、市内の金融機関・商工会でも随時相談を受け付けています★

【番外】インターネットを活用して調べる場合のオススメサイト

○にいがた産業創造機構 NICO(ニコ)

○J-Net21 中小企業ビジネス支援サイト(中小企業基盤整備機構)



■ 柏崎・社長のたまご塾(特定創業支援等事業) < 柏崎信用金庫 >

スタートアップ編では経営に必要な知識を基礎から教えます。その後のブラッシュアップ編では、それぞれのビジネスプランを実現化するため、一人一人に寄り添った指導を行います。

○スタートアップ編(平日の夜間2時間程度) 全6回 受講料5,000円

○ブラッシュアップ編(平日の夜間1~2時間程度) 全4回 受講料3,000円

■ 個別特定創業相談(特定創業支援等事業) < 柏崎商工会議所・柏崎市商工会 柏崎信用金庫・第四北越銀行 >

柏崎・社長のたまご塾に間に合わなかった方向けに、同内容のカリキュラムを満たす個別支援も行っています。詳しくは、上記の支援実施機関へご相談ください。

※支援実施機関の都合で、お受けできない場合もあります。

◎特定創業支援等事業とは、国が規定する創業に最低限必要な知識(財務・経営・人材育成・販路開拓)を学ぶためのものです。

修了した方には、市の創業支援利子補給制度の特別枠やかしわざき創業者支援補助金の上限の拡大、法人登記時の登録免許税の軽減など、様々な特典があります。(令和7(2025)年3月31日終了予定)

創業に必要な資金を借りる

■ 柏崎市制度融資(市内で創業後6か月以上経過している方)

中小企業者の経営安定や振興を図るため、低利・固定の融資制度を設けています。市の融資制度を利用すると、市から「利子の補給」や「信用保証料の補給」が受けられます。市内の各取扱金融機関へご相談ください。

■ 新潟県制度融資(これから創業する方、創業後5年以内の方)

これから創業する方が利用できる中小企業創業等支援資金があります。一般要件を利用して市内で事業を初める場合は、市から「利子の補給」と「信用保証料の補給」が受けられます。市内の各取扱金融機関へご相談ください。

■ 日本政策金融公庫の創業者向け融資 < 日本政策金融公庫長岡支店 ☎0570-020-295 >

新規開業のために必要な資金の融資を行っています。市内で事業を始める場合は、市から「利子の補給」が受けられます。日本政策金融公庫長岡支店、または市内の商工会議所、商工会へご相談ください。

創業のときに使える補助金

■創業支援利子補給金制度 < 柏崎市商業観光課 ☎21-2335 > ※詳細は最終ページ参照

創業者向け融資を利用した方が、金融機関へ支払った利子の一部を市が補助します。

■信用保証料補給制度 < 柏崎市商業観光課 >

柏崎市制度融資または新潟県中小企業創業等支援資金(創業枠の一般要件・金融機関提案要件、第二創業枠の一般要件・金融機関提案要件、再チャレンジ枠)を利用した方が新潟県信用保証協会へ支払う信用保証料の一部または全部を市が補助します。

■かしわざき創業者支援補助金 < 柏崎市商業観光課 > ※事前にご相談ください。

一定の条件を満たして創業した方が、創業後1年以内に市内事業者を利用して事業所の改装や広告宣伝を行う場合に、かかった経費を補助します。(上限額20万円)

※特定創業支援等事業を受けて6か月以内に創業した場合は、上限額60万円になります。

■かしわざき創業者家賃補助金 < 柏崎市商業観光課 > ※事前にご相談ください。

一定の条件を満たして創業した方に対し、創業後1年以内に支払いが発生する市内事業所・店舗の家賃(柏崎コワーキングスペースK. Vivo月額利用料を含む)を補助します。(上限額10万円)

※特定創業支援等事業を受けて6か月以内に創業した場合は、上限額20万円になります。

■法人登記の登録免許税の減免/法務局 < 柏崎市商業観光課 >

特定創業支援等事業を受けた方が法人として創業する場合、登録免許税の減免が受けられます。法務局への申請時に、「特定創業支援等事業を受けた事を証する証明書」が必要になります。

その他の使える制度

■ものづくり産業インキュベーションルーム <ものづくり振興課 ☎21-2326 >

創業や技術開発を目指す方向けに、「ものづくり活性化センター(新潟工科大学隣)」内にある研究室を1か月単位で貸し出しています。詳しくは、ものづくり振興課へお問い合わせください。

■空き店舗活用創業等支援事業 < 柏崎あきんど協議会(柏崎商工会議所内) ☎22-3161 >

中心商店街で空き店舗を利用して地域ににぎわいを生む事業を創業される方に、家賃等を補助する制度をご用意しています。詳しくは、柏崎あきんど協議会(柏崎商工会議所内 ☎22-3161)へお問い合わせください。



柏崎市創業支援利子補給金制度

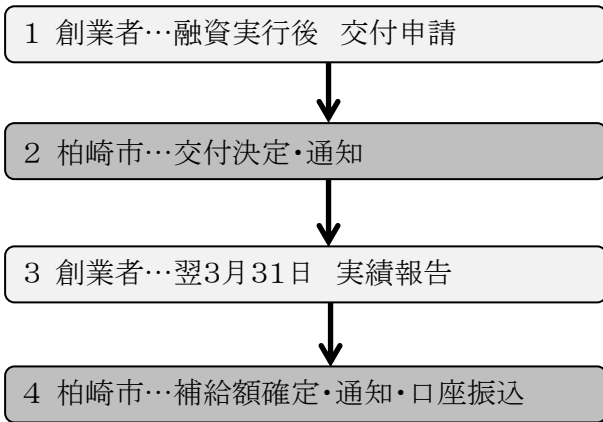
新たに起業する方 ・ 独立開業する方 ・ 創業後5年以内の方

創業に必要な資金を金融機関から借り入れたときに、利子の一部を**最長5年間**補給します。

- 対象資金: 柏崎市内金融機関 又は 日本政策金融公庫 の創業向け資金
中小企業創業等支援資金(新潟県制度融資)
柏崎市地域産業活性化資金(柏崎市制度融資)
※創業者1人につき、1資金が対象です。

- 補助内容: **融資利率1%を超える部分の利子を、上限2%まで補給します(借入金額500万円まで)。**
例1) 借入額450万円、利率1.5%、返済期間5年の場合
→450万円全額の支払利子額のうち0.5%($1.5\% - 1.0\% = 0.5\%$)分の利子額を5年間補給
例2) 借入額1,000万円、利率3.5%、返済期間7年の場合
→1,000万円のうち500万円分までの支払利子額を補助対象とし、
対象の2.0%($3.5\% - 1.0\% = 2.5\% > \text{上限}2\%$)分の利子額を5年間補給
※算出式…(支払利子額×2%÷3.5%)×500万円÷1,000万円
※5年を超える返済部分については、補給がありません。

■手続きの流れ



手続き時にご用意いただくもの

- 初回の交付申請時(借入から1か月以内)
交付申請書、金融機関に提出した事業計画書写し、償還予定表写し、創業日及び業種が確認できるもの(法人登記事項証明または開業届)、市税完納証明書
※3月に実行し、3月中の支払利子がある方は、3月31日までに提出してください。
- 2年度目以降の交付申請時(毎年4月1日)
交付申請書、償還予定表写し、市税完納証明書
- 実績報告の手続き時(毎年3月31日)
実績報告書(支払利子額証明書)、直近の決算書または確定申告書写し、振込口座が確認できる通帳写し

※4月1日(初回は融資実行日)から翌3月31日までの間に、実際に金融機関に支払った利子額をもとに算出した額を補給額として、一括で支払います。

○特定創業支援等事業を修了した方向けの**特別枠**もご用意しています。
特定創業支援終了後、6か月以内に創業し、創業後1年以内に創業資金を借りた場合、**通常よりも補給利率が高くなります。**詳しくは、柏崎市商業観光課(TEL21-2335)へお問い合わせください。

